

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月25日
【会社名】	バリュエンスホールディングス株式会社
【英訳名】	Valuence Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 寄本 晋輔
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス 28階
【電話番号】	03(4580)9983
【事務連絡者氏名】	IR・ESG室 室長 小川 里美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス 28階
【電話番号】	03(4580)9983
【事務連絡者氏名】	IR・ESG室 室長 小川 里美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>その他の者に対する割当 143,272,855円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p>448,643,855円</p> <p>(注) 1．本募集は、2021年11月25日の当社定時株主総会の決議及び同日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2．発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2021年11月24日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。</p> <p>3．新株予約権の行使期間に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した額は減少します。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第5回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行数	935個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	143,272,855円 (注) 上記発行価額の総額は、2021年11月24日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	<p>新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準とした額とする。具体的には、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> $C(S, K, \sigma, r, T, q) = Se^{-qT} N(d_1) - Ke^{-rT} N(d_2)$ <p>ただし、</p> $d_1 = \frac{\ln(S/K) + (r - q + \sigma^2 / 2)T}{\sigma \sqrt{T}}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ <p>1株当たりのオプション価格(C) 株価(S)：2021年12月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段) 行使価格(K)：本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。 予想残存期間(T)：5.92年 株価変動性(σ)：3.76年間(2018年3月22日から2021年12月24日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(2021年8月期の実績配当金)÷上記に定める株価 標準正規分布の累積分布関数(N(・))</p>
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年12月13日から2021年12月23日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	パリュエンスホールディングス株式会社 総務部 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス 28階
払込期日	2021年12月24日
割当日	2021年12月24日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)のうち、当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対する発行は、2021年11月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社関連会社取締役に対する発行は、2021年11月25日開催の当社定時株主総会の特別決議及び同日開催の当社取締役会決議に基づき、発行されるものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で新株予約権割当契約(以下、「本新株予約権割当契約」という。)を締結することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの付与を目的として行うものであり、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに当社関連会社の取締役に対して割り当てられます。
4. 本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、申込数等により割り当てる本新株予約権の数が減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社従業員	7名	290個
当社子会社取締役	2名	120個
当社子会社従業員	11名	450個
当社関連会社取締役	3名	75個
合計	23名	935個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	<p>93,500株(本新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする)</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$ </p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ </p> <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	448,643,855円 (注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、2021年11月24日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none">新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額とする。資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2023年11月26日から2031年11月24日(当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none">新株予約権の行使請求の受付場所 パリュエンスホールディングス株式会社 総務部新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行 本店営業部
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none">新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。各本新株予約権の一部行使はできない。本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none">当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

2. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求に要する書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額が行使請求の払込取扱場所に払い込まれたときに生じるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
448,643,855	2,000,000	446,643,855

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、2021年11月24日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザリー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本募集は、ストックオプションを付与することにより、当社株主との利害の一致を図りながら、当社グループの中長期的な企業価値向上に対する意欲を高めることを目的とするものであり、資金調達を主たる目的としておりません。

なお、本新株予約権の割当てに際し、払込みは金銭債権をもって相殺する形態をとることから、本新株予約権の払込金額に関しては、外部から新たに資金を調達するものではありません。

また、本新株予約権の行使による払込みは各新株予約権者の判断にゆだねられるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難です。本新株予約権の行使に際してなされる払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定ですが、具体的な金額及び支出予定時期については、行使に伴う払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分>

当社は、本有価証券届出書による新株予約権の発行とともに、2021年11月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び幹部従業員並びに当社子会社の取締役及び幹部従業員に対して、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決定しております。

本自己株式処分の概要は以下のとおりです。

(1)	処分期日	2021年12月24日												
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 43,800株												
(3)	処分価額	1株につき2,799円												
(4)	処分総額	122,596,200円												
(5)	株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式数	<table border="0"> <tr> <td>当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)</td> <td>3名</td> <td>24,500株</td> </tr> <tr> <td>当社の幹部従業員</td> <td>11名</td> <td>6,200株</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の取締役</td> <td>5名</td> <td>3,900株</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の幹部従業員</td> <td>15名</td> <td>9,200株</td> </tr> </table>	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	3名	24,500株	当社の幹部従業員	11名	6,200株	当社子会社の取締役	5名	3,900株	当社子会社の幹部従業員	15名	9,200株
当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	3名	24,500株												
当社の幹部従業員	11名	6,200株												
当社子会社の取締役	5名	3,900株												
当社子会社の幹部従業員	15名	9,200株												

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)2021年11月25日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年11月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年11月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2021年11月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

パリュエンスホールディングス株式会社
(東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス 28階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。